

# 比較会計文化論序説 (5)

椎名市郎

## 〈目次〉 I 比較会計文化論の基礎構造

1. はじめに
2. 比較会計文化論への道
  - (1) 比較会計文化論の意義
  - (2) 精神的会計文化論とウェーバー
  - (3) 精神的会計文化論と人間類型
3. 精神的会計文化論のフレーム・ワーク
4. 精神的会計文化論の方法論的構造
  - (1) 形而上学的二元論
  - (2) 現象学的還元論
  - (3) 記号論と構造主義
5. 解体の中での理論構築への道

(以上, 中央学院大学比較文化研究所紀要第4号, 所収)

## II 日本における企業の経営環境と文化

1. 比較会計文化論への序章
2. 伝統的な日本文化の特質

- (1) 日本文化の特質
  - (2) 重層性の文化 (multi-layered nature)
  - (3) 均一・集団性の文化 (homogeneity)
  - (4) 現世利益の文化 (Japanese pragmatism)
3. 日本的経営論と文化
- (1) 日本企業の経営環境と文化論
  - (2) 日本的経営論の概観
4. 日本における企業の経営環境と三つの文化的側面
- (1) 企業における日本化と重層性の文化
  - (2) 企業組織の均一・集団性の文化
  - (3) 日本人の労働価値観と現世利益の文化

(以上, 中央学院大学商経論叢第 9 巻第 2 号, 所収)

### III 近代資本主義の精神

- 1. 大塚史学における M. ウェーバーの資本主義の精神
- 2. 倫理の転換と世俗内禁欲
- 3. M. ウェーバーの資本主義の精神と会計
- 4. 日本における資本主義の精神の特質
  - (1) M. ウェーバーと日本宗教
  - (2) 日本の商人の経済倫理とプロテスタンティズムの倫理
  - (3) 日本の近代化と宗教倫理の社会学的考察
  - (4) 日本における近江商人の宗教意識
  - (5) 日本の宗教倫理と西洋の宗教倫理

(以上, 中央学院大学商経論叢第 10 巻第 1 号, 所収)

### IV 日本における会計環境と文化

- 1. 日本の会計文化論
  - (1) T. パーソンズの社会体系と会計文化
  - (2) 会計と文化の関係
  - (3) 会計と文化の体系論
  - (4) 企業会計制度に見る歴史的展開と文化的視点

(以上, 中央学院大学商経論叢第 10 巻第 2 号, 所収)

2. 企業会計制度の環境と文化

- (1) 企業会計制度の国際性と文化——会計文化の重層性
- (2) わが国企業会計制度の萌芽期形成過程の特徴——昭和9年「財務諸表準則」を中心として——現世利益との葛藤
- (3) 日本的企業会計制度の源流——日本型プラグマティズム
- (4) 日本的企業会計制度の特徴——重層性, 均一・集団性, 現世利益
- (5) 日本的企業会計制度と文化

(以上, 本号所収)

本編の第一論文は、1990年1月に執筆した『比較会計文化論序説』（中央学院大学比較文化研究所紀要第4号、所収）である。この論文では、比較会計文化論を二つに分類した。一つは、ある国、ある民族、ある経済体制や階級・階層下で生成・発展してきた具体的な会計処理や原則、会計制度等を研究する「技術的・制度的会計文化論」と、今一つは、その会計処理や原則、会計制度等を醸し出す文化的エネルギーとしての民族的慣習、学問や思考、宗教、風土、社会階層、などを比較研究する「精神的会計文化論」の二つである。前者の「技術的・制度的会計文化論」は、現在研究が進み、日本の歴史上の資料や海外の貴重な研究資料を入手することが可能になったが、後者の「精神的会計文化論」の研究は未だ十分な研究がなされていない。本編の第一論文では、「精神的会計文化論」の基礎を形成する現代哲学への系譜を検討するため、形而上学二元論の特質やその問題点、現象学的還元論への反転とその限界、記号論の世界と構造主義の苦悶やデリタの解体ポスト構造主義の考察を試みた。

本編の第二の論文は、1994年11月に執筆した『比較会計文化論序説(2)——Ⅱ 日本における企業の経営環境と文化』（中央学院大学商経論叢第9巻第2号、所収）である。これは上記の第一論文を基礎に、日本における精神的文化が企業の経営環境にどのような影響を及ぼしているのかの研究をしたものである。すなわち、日本の文化の特質の前提となる文化の概念や伝統的日本文化の特質を論じた後で、日本文化を、重層性の文化、均一・集団性の文化、現世利益の文化の三つに分けてその内容を検討し、それらが企業経営にどのような影響を与えているかを論述した。特に、日本企業の異文化吸収体質や重層性文化を日本的経営論の視点から考察した。日本的経営論の中心課題である終身雇用、年功序列、稟議制度、定期採用・定期昇給、企業内組合、福利厚生制度などが均一・集団性の文化、日本人の労働価値観と現世利益の文化、そしてそこからかいま見られる日本の資本主義の精神とどのように関連されているかを論述した。

本編の第三の論文は、1995年7月に執筆した『比較会計文化論序説(3)

——Ⅲ 近代資本主義の精神』(中央学院大学商経論叢第10巻第1号, 所収)である。この論文では、まず近代における西洋資本主義をM. ウェーバーの諸説を中心に大塚史学の解釈で考察し、近代西洋資本主義のエートスの特徴を考察した。次いで、そのエートスから派生する形式的合理主義と会計との関係を述べ、会計の本質論を展開した。最終節では、そもそも「近代化」や資本主義の概念が西洋政治・経済思想から生じたものであるという見解から、日本独自の近代化の概念や資本主義の概念の模索を行った。特に、資本主義の萌芽の典型を江戸時代の元禄商人の経済倫理(商人道)に求め、その特質を西洋資本主義と比較検討し、その類似点、相違点の双方を検討し、今後の日本資本主義の精神のあり方を模索した。経営や経済に影響を及ぼす宗教的エートスは、西洋でも日本でも認識されるものではあるが、その性格は異なるものがある。例えば、西洋が神への一元論のもとでの厳しい戒律から生じたエートスであるのに対し、日本のそれは森羅万象万の神という相対的な戒律で、その中心は神への接近というより、自己の完成という修行僧に近いものであった。このようなエートスが、どのような影響を及ぼしているのかは、今後の検討課題の一つとなろう。

本編の第四の論文では、以上のような基礎的研究を前提に会計と文化に関して論じた。まず、第Ⅲ編にあたる「日本における会計環境と文化」の第一章「日本の会計文化論」の第一節では、その文化的社会的アプローチの代表モデルとしてT. パーソンズの体系を援用した黒澤清博士のモデルと藤田幸男博士のモデルを比較検討している。次いで第二節では、複式簿記の生成要素に文化がいかに関わっていたかの具体的事例をいくつか挙げた。そして会計技法がその国の文化や習慣によって別の息吹をあげる事例を考察した。その中で会計史研究における文化論研究の必要性も強調した。第三節では、これらを前提にして、会計と文化の関係を論じている。すなわち、国際会計論の視点での世界の会計の文化的位置づけとその環境が会計に及ぼす影響、等を具体例を挙げて論じている。第四節では、日本の会計の歴史と文化の係わりについて、黒澤清博士のパラダイム論的史的展開やわが国の会計制度の

文化的基層の基本的視点を検討している。

本編の第五の本論文では、わが国の会計制度の文化的基層の基本的視点を明治10年の「財務諸表準則」に求め、その背景や源流を考察している。特に、その中で注目した点は、わが国の企業の会計が、基本的には閉鎖された中でしか機能を有してこなかった点である。換言すれば、わが国の近代会計の発展経過は、企業の会計が私的道具からいかに脱却し社会的規範へと止揚するかの戦いと位置づけされる。そして、その手段が西洋文化の一つである複式簿記やイギリス式財務諸表等の導入であった。この作業を通して、企業会計を私的道具から開放し、会計も西洋化にむけて文明開花し、かつ、この源流が現代にも流れていることを述べている。

次いで、このようなわが国の会計の私的道具化の源流を江戸時代の士農工商階層での商人の屈折した集団意識に求め、その意識が現代でも生きつづけていることを指摘した。

以上のような一つの日本会計精神史の中で、一連の本論文の主旨である文化の三局面である重層性、均一・集団性、現世利益の特徴を日本企業会計制度の「企業会計原則」を一例にとり、その具体的説明を試みている。

## IV 日本における会計環境と文化 (2)

### 2. 企業会計制度の環境と文化

#### (1) 企業会計制度の国際性と文化——会計文化の重層性

わが国の企業会計制度をその背後にある文化との関係で捉え、かつ、それを実証的に研究する分野の重要性は、資本の国際化に伴う国際会計の研究に派生して認識された部分もあるし、経営学における日本的経営論のように、わが国の経済大国としての自覚から、自己の会計制度を根本から見直す環境から認識された部分もあろう。いずれにしても、会計の環境を文化との関係で捉える研究は、現時点では十分な研究成果はでていないし、学問的に解明

する課題も多い。そもそも、投下資本の流れを追う会計は、多民族言語などとは異なり、形式的に計数で統一できる性格を有している。このため、その国の慣習や民族的思考の側面が表面化しづらく軽視される傾向もある。しかも、複式簿記のメカニズムに投入された数値は、没価値的に一定の計算構造のルールに乗り、終点の財務諸表まで行き着いてしまう<sup>(1)</sup>。田中弘教授は日本の会計制度の特徴を次のように比喻して説明されている。

「日本はあんぱんの国である。形式的には西欧化してぱんを食べているが、実態はまんじゅうという日本食を食べているに過ぎない。会計に限らず、経済や法律の世界でも、形式は輸入するが、魂は入れていない例が多い。こと会計の世界を取り巻く経済社会に限ってみても、形だけが輸入され、そのスプリットは欠落してしまっているものをみつけるのには全く苦勞しない。そうした形だけ輸入された経済社会の制度が、結局、わが国の会計制度を歪めているのである<sup>(2)</sup>」

問題はこの“まんじゅう”の中身の検討である。田中弘教授は、わが国の会計制度の目的を原価主義会計を基調とした処分可能利益計算目的と単独決算制度の二つを挙げ、その特徴を会計理論と会計実務の大きな乖離、また乖離の一要因としての経済界、官界のアンフェアな企業行動の容認とそれを許す国民性に求めている。そして、その根本的な原因を欧米の会計制度を追うあまり、日本および日本人の土壌に基づいた自立性やオリジナリティの認識の欠如を挙げて問題点を提起している<sup>(3)</sup>。

また、この日本の土壌に関して、浜本道正教授は、日本型会計システムの特徴として、第一に株式持ち合い制度やメインバンク制といった日本型コントロール・メカニズム銀行との特殊関係（エイジェンシー理論）、第二に日本の会計ルール形成の特質を業界団体・監督官庁・税務当局のトライアングル体制で形成される傾向があること、等を挙げている<sup>(4)</sup>。ただしここで、欧米の価値観を国際化の標準ないしは規範としてわが国と対置させ、わが国に会計

慣行や会計文化を批判する姿勢の是非は問題となろう。わが国のこのような傾向は、欧米から見れば田中弘教授が指摘するアンフェアと映るかもしれないが、わが国で生成した特殊事情もまた一つの会計文化であるといえるかもしれない。つまり、このような欧米からの批判に対し、そもそもある国の文化には倫理の善悪の判断をすることが難しい事象も生じるであろう。なぜなら、会計事象もその国で長年かけて生成した独自の社会・経済的背景から派生しているからである。ただ、会計の国際化が欧米、特にアメリカを機軸に行われる限り<sup>(5)</sup>、その潮流に乗り遅れない措置が現実的には必要であるし、株式や社債を異なる文化圏で発行するとなると、それぞれの国々の風土や習慣等の文化も無視できない。その意味では、欧米を基準とした意味での国際化は論理性より現実的・政策的な必要性、つまり日本型プラグマティズムにあるといえよう。

そもそもわが国の会計文化は、基本的には単一民族国家であるので会計上の開示は潜在的には保守的であり、法律で強制されない限り、積極的に会計開示を行う傾向が薄いと見える。これは、企業や地域社会の社会関係が一種の親密なムラ社会を形成するため開放を基本とする公開主義より、閉鎖された集団秘密主義に近い性質を有し、自己の利害に直接関係しない公共の会計基準<sup>(6)</sup>に対しては真剣な論争をしない傾向があるのである。この典型的な事例が平成7年に発生したアメリカ大和銀行事件のもみ消し工作である。すなわち、ムラ社会を形成するためには、例えば企業内維持の原理や関係利害関係団体の力が強まり、企業集団や系列の結束が強くなる傾向があるのである。つまり、内に向かったの結束が強まり、外とのバランスに欠ける傾向が強まる。このため、会計制度という国際性を有する“あんぱん”を開けてみれば、日本では“まんじゅう”が出てきて、メキシコでは“パスタ”が出てくるかもしれないのである。国際会計基準が欧米主導（特に、アメリカ合衆国）の“あんぱん”で形成されても、果たしてその中身まで“ハンバーグ”で統一できるかは、個々の制度との関係で特に現在のような過度期には大きな問題となろう。そのためには、まず、その西洋化としての“あんぱん”と日本



独自の文化としての“まんじゅう”との関係の検討という、歴史的検証から入る必要がある。それは、会計文化の重層性、均一・集団性、現世利益を検証する研究にもなると思われる。

(2) わが国企業会計制度の萌芽期形成過程の特徴——昭和9年「財務諸表準則」を中心として——現世利益との葛藤

黒澤清博士は、博士独自の日本近代会計制度の三区分の中で、戦前のわが国会計学のパラダイム形成期の前段では、二つの大きな峰があるとして、昭和9年の「財務諸表準則」と昭和12年の「製造原価計算準則」の二つを挙げている。その理由として、これらが単なる海外の輸入会計学から離脱して自らの作品としての文化的形成物であったことを指摘されている<sup>(7)</sup>。本小節ではこの昭和9年の「財務諸表準則」に焦点をあて、日本独自の文化としての“まんじゅう”の一つの原型としての文化的意義を考察したいと思う。もちろん後述するように、「財務諸表準則」での様式など表面的な面からは自らの文化的形成物と完全に宣言できるか否かは疑問は残る。

わが国の国際化を考える場合、そもそも企業会計制度に多大な影響力を持つ現行商法の歴史一つとっても西洋の影響を受けて生成・発展していることがわかる。すなわち、計算規定を含む原型となる明治32年(1899年)制定のわが国「商法」は、1861年ドイツ一般商法典にならったものといわれている<sup>(8)</sup>。ところが、その強行法規である商法が社会的機能を果たす以前に、わが国の株式会社の財務諸表制度は、明治6年(1873年)末頃から英国実務の伝来である財務諸表の Balance Sheet (貸借対照表) と Profit and Loss and Appropriation Account (損益及び利益処分計算書) の圧倒的な影響の下にあったといわれている<sup>(9)</sup>。この明治6年は、福澤諭吉の『帳合之法』が発行された年であるが、それ以前にも、もちろん西洋簿記との遭遇はあった。例えば、元治元年(1864年)にフランスに製鉄所を建設依頼したのにもない、その会計課長としてメルシーシュが来日して当時の日本の役人が西洋簿記と出会っているし、明治3年の大阪造幣寮ではポルトガル人を勘定役に任命して

いる。<sup>(10)</sup> さらにそれ以前にも、英国東印度会社やオランダ東印度会社の帳簿等が当時の日本に持ち込まれていた。<sup>(11)</sup> そして、もっと歴史を逆のばれば、わが国への西洋簿記の伝来が、まずスペイン人、ポルトガル人によってもたらされたことや 17 世紀には九州平戸にスペイン人、ポルトガル人に続きオランダ人とイギリス人が商館を開き、彼らにより西洋簿記の知識<sup>(12)</sup>が導入されてい<sup>(13)</sup>た。

このような中で、黒澤清博士が指摘されるように、昭和 9 年の「財務諸表準則」をわが国財務会計制度の萌芽の時代を象徴する準則とするならば、その西洋の影響は米国でなく英国にあることに注意が必要となる。

「わが国株式会社の財務諸表の急速な生成と発展とに、圧倒的な影響力をもったのは、英国の会計報告実務であり、明治初年以來の数多くのわが国簿記書の粉本となった米国簿記書ではない。教科書ではなくて先進国の実務であった。従って、財務諸表の状況をみる限り、大方の予想をはるかに超えて高い水準にあり、明治簿記書のそれからはかなり隔絶した感をい<sup>(14)</sup>だかせる」

本論文の趣旨は、当時の「財務諸表準則」の詳細な各条項の比較検討や個々の類似点の検討ではなく、その背後に流れる精神や当時の文化的背景に焦点があてられているが、本来はこの「財務諸表準則」の中身が、どのように英国的であり、その英国的の中に日本の独自性をいかにかいま見るかの分析が重要であろう。ただ、すでにこの分野は研究成果が出されているので本論文ではふれないこととする。

さて、本論文で問題なのは「財務諸表準則」が発表された当時の、会計をめぐる社会的状況である。この点について黒澤清博士は次のように端的に指摘されている。

「昭和 5 年（1930 年）の標準貸借対照表草案から、昭和 9 年（1934 年）

の財務諸表準則にいたるまでの財務管理委員会の全業績を一貫して流れてきた一つの会計思想があった。それは何であろうか。時代にいたるまでのわが国の企業を支配する経営思想は家父長的ないしカリスマ的なパターンを根底としており、したがってこの思想のもとでは、企業会計は、企業の私的な道具であり、私的な会計技術規範以外の何ものでもなかった。かかる私的な技術規範にすぎなかった企業会計をして、社会的規範たらしめるため、そこのふくまれておるルールを客観化し、すべての企業にとって共通の行為準則たらしめようとするのが財務諸表準則の主要目的であった<sup>(15)</sup>」

そもそも、会計に限らず、全ての体系は個々の要素が相互に係りあっている総体である。つまり、個々の要素が寄り集まって全体を作っているのではない。むしろ、全体との関連性と、他の要素との相互関係の中で始めて個の意味が生ずるのである。その意味で、わが国財務会計制度の萌芽期において当時の会計のおかれていた「私的な会計技術規範」という会計の地位に対する「財務諸表準則」の社会への警告は、時勢に対する一つの改革として現れ、その武器ないしは説得材料として当時先進国であった英国の様式が参考とされたと思える。このような社会改革を目指す「財務諸表準則」が公刊されたことは、その後のわが国の社会における会計の地位や商法に対する会計原則側の立場の相違を考察するうえでも一つの「象徴」として有意義なことであった。わが国の企業会計制度が、土壌としては閉鎖された集団秘密主義に近い性質を有し、自己の利害に直接関係しない公共の会計基準に対しては真剣な取扱いをしない独自の風土、すなわち、中身の“あんぱん”を認識することができると思われる。また、その改革を海外の優れた制度を導入することで打破しようとする外皮の“パン—あんぱん”との葛藤と改革構造にこそ戦後のわが国企業会計制度の社会的機能の原型をかいま見ることができよう。その意味で、黒澤清博士が指摘される「単なる海外の輸入会計学から離脱して自らの作品としての文化的形成物」の本意を、昭和9年の「財務諸

表準則」に求めたいと思う。<sup>(17)</sup>千葉準一博士が強調されるように、日本の近世の商家の「複式」簿記会計実戦が、社会に対する方向性を有せず、単に家計としての意味しかもたなかったことが、近代との断絶を生んだとする指摘<sup>(18)</sup>がここに生きてくると思われる。渋沢栄一氏は、「正真正銘の商売には、機密というようなことは、まず無いものと見てよろしかろう、しかるに社会の実際に徴すれば、会社において無くてもよいはずの秘密があったり、有るばかりざるところに私事がおこなわれるのはいかなる理由であろうか、余はこれを重役にその人を得ざるの結果と断定するに躊躇せぬのである」、と当時の経営者の資質を問うている。<sup>(19)</sup>渋沢栄一氏や黒澤清博士が指摘されるこの日本の経営者の会計ないしは経営に対する私的乱用の姿勢こそ、わが国の国民性と相まって近代会計の発展を阻害する最大の文化的要因となったといえよう。昭和9年の「財務諸表準則」の理想が昭和24年に制定された「企業会計原則」の「企業会計原則の設定について」に引き継がれ、かつ、「企業会計原則」の中軸をなす「真实性の原則」の解釈指針となる公正な経営者の倫理観に依存した真実な報告と発展することになる。<sup>(20)</sup>このもととなる精神が、昭和9年「財務諸表準則」(臨時産業合理局編纂)の下記の序文(一部抜粋)に既に明示されている。<sup>(21)</sup>

## 「序

決算に際して作成せらるゝ貸借対照表、財産目録及損益計算書は、事業会計を綜合集成したる結果を來すものにして、事業の經營狀況を考究批判するに缺くべからざる資料なり。然るに銀行、保険、電氣、鐵道等、の諸事業に付ては、各特別法規中に其の準則及雛形を定むるも、一般の事業に付ては此の種の據るべき基準なきが故に、世上行はるゝ此等の財務諸表は、千種萬熊其の歸一するを知らず、或は簡略粗笨に失し、或は糊塗粉飾に流れ、其の内容の真相を把握することを得ざる底のもの少からず、斯くの如くにして其の經營の改善を期し、其の事業の發展を策するも、其の効果を擧ぐる事固より至難なるのみならず、其の事業の投資者乃至債權者

等に往々不測の損失を及ぼすことあるは世上其の例に乏しからず。即ち此等の財務諸表を眞率明瞭に作成することの當に私經濟上のみならず國民經濟上亦忽諸に附すべからざる所以なり。(中略)貸借對照表の様式は、英吉利、獨逸等に於ては、之を法規に依り一定す。我國の現情を以てしては、將來は兎に角として、直に本準則及雛形に準據すべきことを法規に依り強制することは、是非の論議を免れず。然れども苟も公正に事業を經營し、其の堅實なる發展を計らんとする者は、自ら進んで之に準據することに何等遲疑すべき理由を發見せざるべきを信ず。即ち汎く之を江湖に推奨し之が普及を希望して已まざる次第なり。 昭和九年九月」

### (3) 日本的企業会計制度の源流——日本型プラグマティズム

わが国の企業会計制度が、土壤としては欧米と比べて閉鎖された集團秘密主義に近い性質を有し、自己の利害に直接関係しない公共の会計基準に対しては真剣な取扱いをしない独自の風土があること、そして、海外の優れた制度を導入することでこれを打破しようとする傾向が日本的企業会計制度システム形成過程の文化的特徴であることを考察した。

黒澤清博士は、このような会計軽視の社会的流れの背景を江戸時代以来の漢学や儒教学者の実学排除思想に求めた。特に、江戸時代の農・工・商に関する学問は、最も下賤なものに見下す傾向が強く、肉体労働をせず、生産をしない商業に対する学問軽視の風潮にその一つの原因をみる。黒澤清博士は、このような悪しきこの風潮に立ち向かった代表的人物として福澤諭吉を挙げ、その記念碑的書物として『学問のすすめ』に注目し、この書物の業績や問題点の提起を下記のように高く評価している。

「私は、福沢の『帳合之法』のもつ、日本会計学發展史上における意義を、マックス・ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』に比すべきものがあると評価するものである。ここにいう『資本主義の精神』とは、単なる資本家的営利主義を意味しているのではない。合

理的な経営原理にささえられた資本主義の生活原理としてのエートス（倫理）を指しているのである。資本主義のエートスは、単に道徳的意味をもつだけでなく、近代企業の担い手（資本家、企業家または経営者および従業員）の責任倫理すなわち現代会計学の概念をあえてここに適應するならば、アカウンタビリティ（Accountability=企業の会計責任と呼んでおく。）にほかならない」

福澤諭吉は、『学問のすすめ』の中で、一国の文明は、学術、商売、法律の三者が盛んにならなければだめになること、そのためには国に任せるのではなく、士、農、工、商の身分的差別なくすべての職業は、学問の土台の上に立たなければならないこと、そして人生と全く同じように商売は毎日の帳合を精密にして、定期的に棚卸しを行い、仕入れの時期を誤らせないようにすること、を強調する。

ブライヤント、ストラットン共著簿記書を邦訳した福澤諭吉の『帳合之法』第一巻の冒頭の次の言葉が鮮烈である。

「古来日本國中ニ於テ学者ハ必ズ貧乏ナリ金持ハ必ズ無学ナリ故ニ学者ノ議論ハ高クシテ口ニハヨク天下ヲモ治ルト云ヘドモ一身ノ借金ヲバ払ウコトヲ知ラズ金持ノ金ハ沢山ニシテ或ハコレヲ瓶ニ納テ地ニ埋ルコトアレドモ天下ノ経済ヲ学テ商売ノ法ヲ遠大ニスルコトヲ知ラズ蓋シ其由縁ヲ尋ルニ学者ハ自カラ高ブリテ以為ラク商売ハ士君子ノ業ニ非ラズト金持ハ自カラ賤シメテ以為ラク商売ニ学問ハ不用ナヒトテ知ル可キヲ知ラズ学ブ可キヲ学バズシテ遂ニ此弊ニ陥リタルナリ何レモ皆商売ヲ輕蔑シテコレヲ学問ト思ハザリシ罪ト云フ可シ今此学者ト此金持トヲシテ此帳合ノ法ヲ学ハシメナバ始テ西洋実学ノ実タル所以ヲ知り学者モ自カラ自身ノ愚ナルニ驚キ金持モ自カラ自身ノ賤シカラザルヲ悟リ相共ニ実学ニ勉強シタ学者モ金持ト為リ金持モ学者ト為リテ天下ノ経済更ニ一面目ヲ改メ全国ノカラ増スニ至ラン乎訳者ノ深ク願フ所ナリ」

以上の文章から、当時の日本では営利動機の資本計算を中心とした近代資本主義のエートスが、著しく欠如していたことが容易に推測される。

さて、福澤諭吉の問題提起の原型を江戸時代に求める場合、その時代の会計軽視の社会的流れの背景、つまり商人の営利行為の性悪性を考察してみたいと思う。<sup>27)</sup>江戸時代は、基本的には農業を経済の基盤におき、社会の制度を士農工商とし、武家国家の国家形成を志向していた時代であった。それは、封建体制が領土(土地)を前提にした土地経済にあり、これを支える思想こそが、農業を本業とし、商業を末業とした儒教精神であった。この儒教が、中国の農業社会で生成したことは、儒教の根本の経済観が農本主義であることを示すに十分である。<sup>28)</sup>ところが、江戸時代では、一方では農業を重視しながらも、為政者にとって重要な税徴収面では、農業穀物が保存や流通に適さない、ということで穀物に代えて貨幣を利用し、この貨幣で社会資本を維持したり、再投下する必要があった。つまり、建前は農本主義であったが実質的には貨幣経済そのものであった。このように、江戸時代、農業は觀念上、基本収入の源泉として重視されていたにすぎなかった。このような経済の中では、当然、その貨幣経済の担い手である商人こそが実質的な経済の実力を握ることとなる。しかし、幕府は体制を維持するためには、そのような実態経済はゆるめられないため、商人を最下位の地位におき、社会的な抑止力を働かせたものと思われる。つまり、汗もかかず、骨もおらず、商品も生産せず、単に流通して利益を得る階級やその人々が行う営利を追求する行為は、社会維持のためには「恥」とされ、これが商人蔑視の思想を生み、かつ営利追求の手段となる会計軽視の思想を生むに至ったと思われる。一方、商人の側は、その商業活動に対する思想上、道徳上の負い目がある反面、巨大な資金を運用し、経済を実質的に動かしているという自負心もあり、この屈折した精神が営利追求動機と相まって、商人階級の地域内での強い集団意識を生むに至る。<sup>29)</sup>そして、その営利追求の証である会計帳簿は、このような社会的抑圧の中で、秘密書類としての閉鎖性の性質を強く有し、反社会的な色彩こそあれ、公開性とか社会性への認識にはとうてい至らなかったと思われる。

会計の公共性の認識度合いを近代化の物差しとすれば、日本の近代の会計制度はこのような江戸時代の源流をくみ、経営者の意識の中で会計制度の「公（公共）」への認識が著しく欠如したままで発展してきたといえよう。

#### (4) 日本的企業会計制度の特徴——重層性、均一・集団性、現世利益

財務公開を中心とする日本の会計制度には、系列の異なる会計文化が併存ないしは混在していることは、今までの事例を見ても判明する。この系列には、海外からの会計文化の導入もあるし、国内での制度間の対立や融合の会計文化もある。日本はトライアングル体制といわれるほど、商法、証券取引法、税法と複雑な企業会計の制度文化を有している。これらは、それぞれの歴史的必然性を経て、日本の土壤に海外からの会計文化が融合し、時には対立関係の中でそれぞれが影響しあって今日に至っている。したがって、それは単に三角形の対をなす平面的位置づけではなく、商法とフランコ・ジャーマン系の法律思想や証券取引法、税制とアングロ・サクソン系の文化と日本の伝統的な思考が相互に影響しあうクロス<sup>59</sup>の重層的関係にあるといえる。

一方、制度はこのように複雑化の様相を呈しているが、その設定主体は全て国家主導型である。商法の法務省、証券取引法の大蔵省、税法の国税庁という具合で、「企業会計原則」でさえ、「大蔵省」企業会計審議会である。国家官僚制度の下でのトライアングル体制は、国家集団性の中での均一・集団的基盤を有するようになる。商法は当然のことながら、税法や証券取引法、企業会計原則に重要な影響力や支配力を及ぼしている。来たるべき国際会計基準の時代に商法自体が対応しないと、他の制度が身動きできない状況が予想されている。現在の日本の企業会計の不備として、不良債権の基準の曖昧さや企業連結環境の不備（連結範囲の支配力基準、税効果会計、連結納税制度等）、各種引当金の税法上の優遇、金融資産の時価評価や年金会計、等が取り上げられている。さらに、会計に対する実務経営者の意識の中で会計制度の「公（公共）」への認識の著しい欠如は、わが国の企業会計制度が、土壤としては閉鎖された集団秘密主義に近い性質を有し、自己の利害に直接関係



しない公共の会計基準に対しては真剣な取扱いをしない独自の風土を生む。なぜ、このような現象が起こるかといえば、集団性を維持するうえで必要ということ以上に、短期的な利益、即ち短絡的な現世利益を生むからに他ならない。財務の適正な公開という公の会計は、コストがかかり、かつ、企業の実情を公にすることで社会的関心事の対象にもなりかねない。このような集団性維持の思想は、日本の企業が株式支配関係以外での複雑な結合要素の強さを形成する。

日本的企業会計制度の特徴を重層性、均一・集団性、現世利益の三点に特徴づけるとしたら、その代表的な存在である「企業会計原則」はどのように解釈されるのであろうか。

まず、「企業会計原則」の報告書を基本とする体系<sup>(33)</sup>や帰納法的方法論は、当時のアメリカ公認会計士の S・H・M 原則<sup>(34)</sup>の体系等を参照したといわれている。そしてその中核をなす「一般原則」の真実性の原則はイギリス会社法における真実公平の原則<sup>(35)</sup>やドイツ商法貸借対照表真実性の原則の影響を受けているし、正規の簿記の原則はドイツ商法総則の正規の簿記の諸原則<sup>(37)</sup>を受けていると言われている<sup>(38)</sup>。さらに、継続性の原則はアメリカ会計士協会等の一連の監査基準からの影響を受けているといえる<sup>(39)</sup>。資本と利益の区別——剰余金区別——原則も、大恐慌を教訓にした S・H・M 原則の一般原則の影響を受けていると思われる<sup>(40)</sup>。そして、保守主義の原則は 18、19 世紀のイギリス会計慣行から学んだものとしている<sup>(41)</sup>。まさに、「企業会計原則」の重層性の構造をかいま見ることができる。

一方、会計原則の設定主体（権威付け機関）は、大蔵省「企業会計審議会」である。形式的には諮問機関であるが、人選や基本の運用は大蔵省という国家機関の中にある。すなわち、国家主導型の会計原則設定主体である。「企業会計原則」の内容は実に重層的な側面から形成されているのに対し、その重要な設定主体は大蔵省という国家機関の主導により一元化され、あたかも、国家機関の下部組織のような企業会計審議会で商法ははじめ全体の制度との調整がはかられている。つまり、均一・集団化現象を呈しているといえ

る。この状況はさらに、内容面においては、「企業会計原則」が独自の展開をするのではなく、単に商法計算規定の解釈指針としての役割を超えることができないという側面も有している。<sup>42</sup> わが国は、あくまでも商法を中心としたトライアングル体制なのであり、商法を無視した独自の会計制度はありえないのである。<sup>43</sup> このことは、アメリカの会計原則設定主体であるFASAB<sup>44</sup>が制度上ではプライベート・セクターを堅持していることと対照をなすといえる。

そもそも、「企業会計原則」の性格には、法との関係で最低でも二類型があるといわれている。すなわち、自生的なアメリカ型会計原則と権力的表現を明確にするドイツ・フランス型会計原則である。<sup>45</sup> 日本は前者の影響を強く受けつつ、基本的には後者に属するといえる。以上のような二類型は、フランコ・ジャーマン系——大陸系商法会計制度——が伝統的に債権者を保護する配当可能利益計算を前提にしてきているのに対し、アングロ・サクソン系——英米系商法会計制度——が費用・収益の対応という企業収益力の計算と開示に主要な課題をおいている点にある。その原因は、その資金調達方法の相違に求める説が有力である。フランコ・ジャーマン系は主として資金を金融機関から直接調達する方法であるのに対し、アングロ・サクソン系は証券市場を通じて広く社会から調達する方法を採っていることである。<sup>46</sup> しかし、バブル期を経て、今日の日本の企業の資金調達は、広く、証券市場に求めてきており、その意味でもはやフランコ・ジャーマン系の「理念型」での説明——基本型を債権者を保護する配当可能利益計算——では無理が生じている。つまり、実際的な要求である企業収益力の計算と開示という社会的任務が要請されてきている。このように、会計制度は社会構造、特に、資金の源泉構造に基準がおかれて重層性、均一・集団性、現世利益等が分析される必要がある。

次に、日本の企業会計制度の現世利益は、例えば、「企業会計原則」が、その処理の選択や判断に際して、最終的には経営者の判断と意見に依存している機構<sup>47</sup>に端的に現れる。現実には、企業会計原則の番人である公認会計士は

この経営者の意見と判断に際して、次のような傾向も見られるという。即ち、公認会計士は、経営戦略上、根幹に係わる問題や微妙な問題、さらにトップ・マネジメントの意に沿わない意見があると、それは経営判断の問題にして「敬して遠ざける」傾向があるという。これは、相互にとって短期的な衝突回避や責任回避を生み、かつ短期的な利害の調和と近視眼的判断を生むことが多い。いかなる制度も最終的には人の運用によって決まる。これは、公認会計士の選定や解雇が事実上、経営者にあり、その報酬もその企業から支給される制度が欧米のような契約対等関係ではなく、わが国では上下関係に近いものを派生させる風土に関係があると思われる。「企業会計原則」が遵守規定であるのはアングロ・サクソン系の自由市場経済に国家の介入を嫌う、個人主義思想が根底にあるという。そうであるなら、わが国に果たしてそのような土壤があるのか否か疑わしい。わが国の土壤は今までの一連の論文で明示してきたように、それとは相反するものが多い。少数の利害関係者が固まり、その中での正義が最大限、優先され、その正義は外部の公平なものとの乖離があるという傾向である。

さらに、「企業会計原則」が、処理の手続きを選定する場合、本来はその企業の財政状態、経営成績を一番適正に表示できる処理の選定が原則的な適用であるはずであるが、多くは、税務対策と経営成果の獲得等に影響された処理の選択が行われている。例えば、内国普通法人の平成6年2月1日から平成7年1月31日までに確定申告した61,365社の統計資料によると、減価償却費の損金算入割合は実に94.4%<sup>59)</sup>に上り、しかも定率法が多い。これに反し、交際費の中で税法上の限度額を超えたため損金に算入されなかった金額は2兆7,616億で損金不算入割合は建設業をトップに51.1%<sup>60)</sup>に上る。つまり、企業にとり、交際費により便益や収益が確保されるなら、それが使途不明金と判断されようと、支出をなし、それ以外のは節税を最大の選択基準として会計処理がなされるという、経営成果の獲得最優先の傾向である。もちろん、棚卸資産評価の平均法採用や工事完成基準の採用等、税制以外に計算の経済性を優先していることも考えられる。このような傾向は

現世利益の文化として考えられないであろうか。日本の伝統的な宗教である神道やその周辺にある土俗信仰はすべて現世の幸福を祈願する宗教であったが<sup>62</sup>、わが国の会計制度にも、まず強行法規の商法が優先され、経済的便益を生む多額の交際費が使用され、かつ節税対策が企業の適正表示を優先する傾向をかいま見ることができる。

このような会計処理以外に、そもそも、「企業会計原則」の法的基盤を形成する証券取引法の導入は、アメリカのように、一般投資家保護ということではなく、戦後経済の復興に必要な民間投資、特に、アメリカからの資本の調達を直接の動機としていた点<sup>63</sup>、正に、「企業会計原則」自体が現世利益、日本型プラグマティズムの典型的な制度であるといえるのである。

#### (5) 日本的企業会計制度と文化

前節では、日本的企業会計制度の特徴を重層性、均一・集団性、現世利益の三点に特徴づけ、かつ、日本的企業制度の代表的な存在である「企業会計原則」との関連で説明づけを試みた。

今、日本の会計制度は大きさに言えば、明治の幼年期、戦後の児童期を経て、その青年期を迎えている。青年期における日本の会計制度は、伝統的なものからの大きな脱皮を余儀なくされる。そして新たな胎動が今始まっている。変革の動機づけは、常に先進国をモデルにした外圧利用にあったといえよう。従来わが国の会計は、自己の会計システムを自己改革するためには、必ず先進国の会計システムを研究し、必要に応じ、小出しに改革を進めてきた。例えば、今後の一つの重要な柱となる連結財務諸表制度（連結納税制度を含む）でさえ、わが国の歴史においては、「国内の事情に基づいた会計システムの改革を求める内発的要因だけでなく、外圧からの政治的・経済的インパクトを契機とする外発的要因<sup>64</sup>によって推進されたという事実」、という現世利益的導入動機があった。しかし、その青年期に至った日本の会計制度は、国際社会への完全な旅立ちを意味しているかのように思える。経済のグローバリゼーションは、従来の小手先の改革ではもはや対応できない状

況になっている。したがって、それは内的な動機づけより、いっそう外圧によってなされるに違いない。今後の会計制度では、国際会計基準の批准や年金会計、金融資産会計、資金会計等や社会関連会計、情報会計への発展経路が予測される。さらにまた、少し次元を変えれば、従来の日本の会計制度が国家指導型、集団主義型、企業指向型として日本的に同化したものであったのに対し、これからのものは市民社会指向型、消費者指向型への変革の流れもある。その際、問題となるのは、わが国に慣行として根づいた会計事象やその背後を形成する文化的な基盤がどう変化するかである。このような問題提起に関して、伝統的な会計理論は多くがどのように会計すべきかという規範理論が主体で、このような社会のモデルと会計の変化の理論は少ない。リトルトン (A. C. Littelton) は、実務を構成する要素として技術 (technique)、手続き (procedure)、慣習 (convention)、基準 (standards) の四つを挙げている。この内、技術や手続き、基準は海外から導入できても、慣習はそう簡単に輸入できるものではない。会計は経営技術や経営組織、経済生活の機能の分離や進むテンポに影響されるが、実はそれらは全て人が支えている制度である。人間も技術に影響されるが、技術を使い、運用するのは人間である。そして、その人間は社会で生活している。その社会を形成する国、民族、経済圏の及ぼす文化の影響は会計の原則の運営に当然、影響を与える。つまり、会計制度を集約した財務諸表のそれぞれの国々の差異を比較検討するのみでは不十分なのである。なぜなら、財務諸表は企業活動の情報のみで作成されるのではなく、その数値の背後には財務形態や経営者のおかれている環境や個人の資質、その国の税制や市場メカニズム等が横たわっているからである。

会計はこのように、理念や原則の追求という観念的フレーム・ワークの検討とその社会や時代において、人間がどのように会計上の政策的判断をなすべきかの研究が重要となる。そのためには、人間の会計に関連した行動様式の研究が不可欠なものとして、我々研究者に迫ってくる。

(1996年8月2日、図書館個人研究室3号室にて)

## 〔参考文献等注記〕

- (1) 青山秀夫著『マックス・ウェーバーの社会理論』（岩波書店），昭和 38 年，132 頁。
- (2) 田中弘稿「日本的会計制度の特質—国際化の中で—」，雑誌『会計』（森山書店），第 147 巻，第 3 号（1995 年 3 月号），23 頁。
- (3) 田中弘稿，同上論文，27～29 頁。
- (4) 浜本道正稿「日本型会計システムの特質とその成立基盤」，雑誌『会計』（森山書店），第 147 巻，第 4 号（1995 年 4 月号），12～13 頁。
- (5) 新井清光稿「会計基準の国際的調和—その将来のシナリオ—」，雑誌『税経通信』（税務経理協会），1992 年，1 月号，7 頁。
- (6) 新井清光編著『会計諸基準側面史』（中央経済社），1988 年，66 頁。
- (7) 黒澤清著『日本会計学発達史序説』（雄松堂書店），昭和 57 年，100 頁。
- (8) 三枝一雄著『明治商法の成立と変遷』（三省堂），1992 年，130 頁他。なお，詳しい商法の編纂を語る別の書物に，志田太郎著『日本商法典の編纂と其改正』（新青出版—復刻版）などがあり，わが国商法がドイツ商法の単純なる模倣ではないことが分かる。
- (9) 久野秀夫稿「わが国財務諸表制度の生成と課題—先駆的な諸株式会社の『考課状』等による実証—」，黒澤清編著『わが国財務諸表制度の歩み』（雄松堂書店），1987 年，1 頁。
- (10) 日本計理士会職業会計人史編纂委員会『近代職業会計人史』（全日本計理士会），昭和 48 年，2 頁。
- (11) 西川孝治郎稿「日本簿記史上の明治6年の意義」，日本会計研究学会編『近代会計百年—その歩みと文献目録』（日本会計研究学会），昭和 53 年，127～128 頁。
- (12) 西川孝治郎稿「9 章／日本会計史〔二〕西洋簿記のわが国への導入」，黒澤清総編集『体系近代会计学Ⅵ. 会計史および会計学史』（中央経済社），昭和 54 年，285 頁。
- (13) 岡下敏教授は西洋式簿記が日本に広まった理由の一つに，西洋式簿記の有用性に気づき，積極的に取り入れた一群の下記の人々に注目する。  
「かれらの多くは商家の生まれではなかった。多くは武家の出身で，江戸期または明治になって外国語とくに英語を学び，文献を通してまたは洋行して直接に西洋の文明に接し，その過程で簿記の存在と有用性を知った人々であった」  
岡下敏稿「第Ⅰ章 わが国への簿記の導入とその定着」，小林健吾編著『日本会計制度成立史』（東京経済情報出版），1994 年，21 頁。
- (14) 久野秀夫稿，前掲論文（9），3 頁
- (15) 黒澤清稿「第 5 章／商工省会計諸準則の制定」，青木茂男著『日本会計発達

史】(同友館), 昭和 52 年, 94 頁.

- (16) 丸山圭三郎稿「一、ことばと人間」, 滝田文彦編『言語・人間・文化』(日本放送協会), 昭和 52 年, 32 頁.
- (17) 片野一郎博士も昭和 9 年の「財務諸表準則」を, 「明治 26 年(1893 年)商法会社編が実施されたことを動機として会計実務の上にあられた二つの事態, すなわち, 一つは『損益及び利益処分計算書(ないしは損益及び利益処分混合計算書)』から『損益計算書』『利益処分案』への分裂と, もう一つは財産目録の新たな採収という, 二つの事態に即してんかいされてきた日本の株式会社の株主報告財務諸表の体系化の動きは, その後四十年といふかなり長い時日をへて昭和 9 年(1934 年), 商工省臨時産業合理局・財務諸表準則の発表をみるにいたって商法創制以来その最高潮に達した, といえよう」と賞している(片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』(同文館), 昭和 43 年, 147 頁).
- (18) 千葉準一稿「第 4 章/日本会計制度史研究の視角」, 合崎堅二, 若杉明, 河野正男編著『現代社会と会計』(中央経済社), 平成 6 年, 51~52 頁.
- (19) 渋沢栄一著『論語と算盤』(国書刊行会), 昭和 60 年, 185 頁.
- (20) 黒澤清稿「企業会計原則訳解」, 黒澤清編『解説企業会計原則』(中央経済社), 昭和 43 年, 64 頁.

黒澤清博士は, 企業会計原則の真实性の原則の意義を経営者の倫理に求めている.

「『真実』とは決して客観的な絶対的な真実性ではなく, 主観的な相対的な真実性である. しかし, 主観的という意味は, 企業者の健全な意見と判断を意味するものであって, 恣意性を許容することではないのである」

- (21) 25 年史編さん委員会『会計・監査資料』(日本公認会計士協会), 昭和 51 年, 1 頁.
- (22) 黒澤清著, 前掲書(7), 4 頁.
- (23) 黒澤清著, 『職業会計人の実戦哲学—福沢諭吉の「学問のすすめ」と「帳合之法」の研究—』(TKC 広報部), 1986 年, 52 頁.
- (24) 黒澤清著, 同上書, 166 頁.
- (25) 黒澤清著, 同書, 119 頁.
- (26) ブライヤント, ストラットン共著, 福澤諭吉訳『帳合之法』(Bryant and Stratton, *Bryant and Stratton's Common School Book-Keeping*, 1871).  
『復刻叢書—簿記のことはじめ—「帳合之法」』(雄松堂), 昭和 54 年, 第一巻凡例の翻訳の趣意より.
- (27) 古谷正勝・椎名市郎稿「江戸時代の商業活動の発展と商人の合理的精神 (I)」『中央学院大学商経論叢』, 第 6 巻第 1 号, 1991 年.

- (28) 蔵並省自著『日本近世史』(三和書房), 1976年, 173頁.
- (29) 源了園教授は, 長年に及ぶ江戸時代の商人の特徴を, 次の4つに区分してそれぞれ特徴づけている(源了園著『徳川思想小史』(中央公論社), 昭和53年, 94~98頁).
- ①御用商人的出入商人的性格が最もよくでた三代, 四代, 五代将軍のころの放肝な商業投機家としての商人が活躍した時代.
- ②元禄期あたりから, 幕府と特定の関係を有さず, 自分の「知恵才覚」によって町人としての可能性をきり開いた商人が活躍した時代.
- ③②の商業資本が発達した結果, 商業組織も次第に整備され, 知恵才覚だけではやっていけない中で, 商人社会の信用組織が確立した時代.
- ④田沼時代を中心に江戸商人によって形成された元禄復興気質での「蔵前風」商人で, 儉約を大切にする大阪商人と対照をなす札差しを中心とした商人.
- 以上の商人像の中で, 最も輝いてみえるのが②の元禄商人達であろう. 西鶴に現れる商人は, 実に生き活きしている. この時代に焦点をあてた商人や会計思想の研究も最近は多い. ただし, 会計帳簿がよく整備されてくるのは, 江戸後半の商人達であろう.
- (30) Kiyomitsu Arai and Shounosuke Shiratori, *Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan*, Paper presented at the Conference of National, Regional and International Standard Setting Bodies, Belgium, June, 1991.
- (31) 日本は, 企業会計原則, 証券取引法, 監査制度はアメリカの影響を強く受け, 他方, 商法, 税法はヨーロッパ大陸的であり, アメリカ型とヨーロッパ大陸的の折衷型といえる(武田安弘稿「第8章 財務報告制度の国際的現状」, 藤田幸男編著『国際化時代と会計』(中央経済社), 平成6年, 87頁).
- (32) 日本経済新聞, 朝刊, 「きしむ日本の会計〈1〉~〈3〉」, 平成8年7月31日から8月2日. 同新聞, 朝刊, 伊藤邦雄稿「会計制度のグローバル『協争』①~⑥」, 平成8年7月8日から7月13日.
- (33) T. H. Sanders, H. R. Hatfield and U. Moore, *A Statement of Accounting Principles*, American Accounting Association, 1938.
- なお, このSHM原則は, 1930年代の大恐慌後にアメリカにおいて初めて完全な体系を有した会計原則であった(山本繁著『会計原則発達史』(森山書店), 1990年, 5頁).
- (34) 阪本安一編『SHM会計原則解説』(税務経理協会), 昭和62年, 10頁他.
- (35) 黒澤清他著『新企業会計原則訳解』(中央経済社), 昭和50年, 90~92頁
- (36) 黒澤清著『近代会计学』(春秋社), 1968年, 287~290頁.
- (37) 黒澤清著, 同上書, 290~293頁.



- (38) 黒澤清他著, 前掲書(35), 100 頁.
- (39) 黒澤清著, 前掲書(20), 76~79 頁.
- (40) 山本繁著, 前掲書(33), 5 頁.
- (41) 黒澤清著, 前掲書(20), 84~86 頁.
- (42) 新井清光著『企業会計原則論』(森山書店), 1985 年, 412~413 頁.
- (43) 安藤英義稿「会計の機能と会計制度—確定決算主義の背景—」, 雑誌『企業会計』(中央経済社), 1996 年, Vol. 48, No. 5, 19 頁.
- (44) アメリカでは会計処理や報告をどのような方法で首尾一貫して理論化し, これに権威を付けて信頼しうるものとするかの一連の論争の中で, 70 年代にかけて, 会計手続委員会 (CAP) から会計原則審議会 (APB) へ, そして, 現在では, 財務会計審議会 (FASB) へと設定機関が変遷している. FASB はプライベート・セクターではあるが, 単に私的な機関ではなく SEC が承認する機関として権限を強めたものである (加藤盛弘著『一般に認められた会計原則』(森山書店), 1994 年, 41 頁他).
- なお, ビック・スックスといわれる巨大会計事務所の巨額の資金提供が, FASB の独立性を揺るがしているという別の意味の問題指摘もある. FASB の活動やさまざまな問題を提起している書物に, *The FASB-The People, the Process, & the Politics*, by P. B. W. Miller and R. Redding, 1986. 高橋治彦訳『THE FASB ; 財務会計基準審議会—その政治的メカニズム—』(同文館), 平成元年がある.
- (45) 浅羽二郎著『会計原則の基礎構造』(有斐閣), 昭和 34 年, 44~45 頁.
- (46) 森川八州男稿「制度会計の基礎理論」, 雑誌『会計』(森山書店), 126 巻, 第 3 号, 96~97 頁.
- (47) 黒澤清編, 前掲書(20), 64 頁.
- (48) 田中広司稿「米国の企業倫理・コンプライアンス動向—最近の金融・薬害不祥事との関連—」, 雑誌『AICPAジャーナル』(第一法規), No. 490, 26 頁.
- (49) 個人主義は, 自己中心主義, 自己依存主義, 対人関係を手段と見る特徴を有するが, 日本人の間人主義は, 相互依存, 相互信頼主義, 対人関係を本質ととらえる傾向があるという (石田英夫著『国際経営の人間問題』(慶応通信), 1984 年, 25 頁).
- (50) 国税庁企画課編『平成 6 年度税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—』(大蔵省印刷局), 平成 8 年 6 月, 23 頁.
- (51) 国税庁企画課編, 同上書, 18 頁.
- (52) 隅谷三喜男稿「日本人の労働倫理—The Japanese Work Ethic」, Nippon Steel Corporation ; *Essay on Japan from Japan-Spirit of Japan*, 1987, Maruzen, p. 124.

- 53) 青木修稿「第1章 社会発展と会計情報」, 青木修, 小川洸, 木下照嶽編著『社会発展と会計情報』(中央経済社), 平成5年, 11頁.
- 54) 浜本道正稿「第3章 会計基準の国際的調和と日本型会計システム」, 合崎堅二, 若杉明, 河野正男編『現代社会と会計』(中央経済社), 平成6年, 114頁.
- 55) 佐藤倫正稿「第1章 会計制度と情報」, 会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』(中央経済社), 平成5年, 5頁.
- 56) 山地秀俊, 鈴木一水, 梶原晃, 松本祥尚著『日本の企業会計の形成過程』(中央経済社), 平成6年, 253頁.
- 57) 永野則雄稿「会計変化と社会モデル」, 雑誌『会計』(森山書店), 149巻, 第6号, 21頁.
- 58) 渡辺和夫著『リトルトン会計思想の歴史的展開』(同文館), 平成4年, 137~138頁.
- 59) 上田雅通著『会計の変化—リトルトンとジンマーマンの所説を中心に—』(同文館), 平成7年, 10頁.
- 60) Ahmed Belkaoui, *Behavioral Accounting - The Research and Practical Issues*, Quorum Books, 1989, pp.149-162.
- 61) Kenneth V. Peanell, 12. Future Prospects for Research, Anthony G. Hopwood editor, *International Pressures for Accounting change*, Prentice Hall, 1989, p. 221.
- 62) 中島省吾稿「会計学が目指すべきもの」, 雑誌『企業会計』(中央経済社), 1996年, Vol. 48, No. 1, 10頁.
- 63) Ichiro Shiina, *Culture, Business and Accounting Environment in Japan*, 『中央学院大学商経論叢』, 第8巻, 第2号.